

令和7年度 東京都立大泉特別支援学校 学校経営計画

東京都立大泉特別支援学校
校長 中島 雄佑

学び舎 大泉の整備大作戦

～ この学び舎は大泉、笑顔が、夢が、みんなが集まる ～

本校は、東京都立の肢体不自由教育特別支援学校として、開校以来、関係機関や地域と良好な関係を築き、特別支援教育を推進してきた。その役割、都民や地域から期待されていることは年月を経ても変わらないことは、校歌の歌詞のとおりで言わずもがなである。先人たちが自己点検を繰り返し、正しい方向に導いてくれている現状を維持しながら、時代やその時々役割などに応じた学校経営をしていくことが責務であると考えらる。

I 目指す学校

児童・生徒の人権を大切にし、自己理解、自己決定、自己実現の教育を推進し、保護者の期待に応え、地域の中での役割を果たすため、安心・安全な教育環境を基盤とし、教職員が一丸となり誠実に謙虚に努力を継続していく学校

○目指す学校の実現のための大泉特別支援学校の教育

- (1) 元気に生活するための方法や、習慣を身に付けられるように育てます。
- (2) 学習の中で、やればできる体験を積み重ね、挑戦する気持ちと生活する力を育てます。
- (3) 自己や他者を大切にし、自分で考えて決めたり、伝えたり、行動したりする力を育てます。
- (4) できることと支援してもらふことを理解し、社会の一員として生活できる力を育てます。

II 中期的目標

本校は、令和9年夏に本校舎の改築工事のため仮設校舎に移転する。本校舎の設計については、これまでの本校の教育活動の歴史の上に立ったアイデアや知恵を反映できるように、東京都教育委員会との連絡・調整を大切にしていくことが必要である。また、仮設校舎への移転、本校舎への戻り移転を見据えた教育活動への転換が必要であることは明白であるため、物品の利用方法を含めた整備などを計画的に進めていく必要がある。工事に関しては、50年の責任と考え真摯な態度で連絡・調整にあたる。

また、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画」の取り組みを推進する

1 本校舎改築に向けた準備と調整

- (1) 令和9年7月の仮設校舎への移転に向けた準備と調整
- (2) 仮設校舎の安心・安全な教育環境の準備
- (3) 仮設校舎への通学に関する課題、放課後の過ごし方に関する課題に取り組む
- (4) 本校舎の計画業務にあたり、組織的に対応できるようなシステムを導入する

2 新しい教育課程の実施と素早い対応ができる学校運営組織への移行

- (1) 効率的な学校運営組織と会議の方法について再構築と検証の継続
- (2) 校外学習の内容の再構築と方法の変更を繰り返し、定番化を推進する
- (3) 令和6年度よりスタートした中学部、高等部知的代替の教育課程の実施と検証を繰り返す
- (4) 令和6年度に出された指導部の教育課程編成に関する方針の継続検討を行う

- (5) その年度に合った学校運営組織をつくり、教員のキャリアアップにもつながるように配置し、人材の育成も行える、組織的な運営を展開する。

3 人権を尊重し、本人・保護者のニーズに応えた教育の推進

- (1) 児童・生徒の人権を尊重し、不適切な指導と体罰ゼロの運営
- (2) 専門性の向上と優れた実践力の伴う人材育成
- (3) 専門性の高い特別支援教育の提供による地域社会と連携協働した教育
- (4) 健康づくりと医療的ケアを必要とする児童・生徒の教育活動の拡充
- (5) 「学校2020 レガシー」の設定と創意工夫を図った教育の継続
- (6) 「東京グローバル人材育成計画」に基づいた取り組み
- (7) 外部専門員を活用した、専門的な知見を加えての個に応じた学習指導

4 ライフ・ワークバランスの推進

- (1) 自己管理を中心とした働き方改革の推進
- (2) 総点検と検証の中で、経年業務と更新業務を分類した業務の効率化
- (3) 保護者、関係機関への理解推進活動
- (4) 時差勤務、部分休業、育児短時間勤務、介護休暇(時間)などの、多種多様な勤務形態に対応できる会議の工夫などの組織的な運営
- (5) 男性の育業の推進

5 人材育成

- (1) 経験年数の少ない教員への現場での指導の基礎基本の伝承体制の構築(OJT等)
- (2) 体系化された校内における年次研修の実施による検証と整備、ブラッシュアップ
- (3) 主任層の地力の底上げ
- (4) 若手の積極的な登用による育成

Ⅲ 今年度の取組目標と方策

仮設校舎への移転という急激な環境変化に備え、ソフトランディングでゆっくりゆっくり、対応できるようにスケジュールリングを行い、今年度から取り組みが始められるように、担当組織と業務を明確化しロングスパンでの取り組みや集中審議を取り入れるなどの工夫を行う。

1 大泉特別支援学校の教育の実現に向けた取り組み

(1) 学習指導

令和6年度、令和7年度と改善を行った教育課程を実施する中で、PDCAサイクルでの改善を行っていく。

- ① 改善してきた「年間指導計画」について、よりよく再構築していく姿勢を保ち、実行していく。
- ② 長い期間、指導が止まっていた、調理学習や一部の体育、音楽の授業について、より効果的な指導を新しい日常の中で実施していく
- ③ 分かりやすい環境の教室づくり等の環境整備を行う
- ④ 自立活動6区分27項目の指導内容・方法の一層の充実を図る
- ⑤ 個に応じた指導を個別指導計画の精度を上げて実施できるようにする
- ⑥ 達成感、成就感、自己肯定感を味わうことができるような指導計画を作成する
- ⑦ 担任を中心に校内の多職種・校外の関係機関等と連携を図った個別目標設定および指導の充実
- ⑧ 教科等・領域部会を中心とした外部専門員の活用の定着化
- ⑨ 卒業後(関係機関と連携)を見越した学校生活支援シートの充実と活用
- ⑩ 主権者教育に関する学習内容・指導方法の工夫・充実を図った教育の推進
- ⑪ 「東京グローバル人材育成指針」を参考にしたグローバル人材育成に関する取り組みの推進
- ⑫ 多職種(教員、学校介護職員、看護師、外部専門員)の連携による指導体制の検証・改善・充実

- ⑬ 児童・生徒の学校生活における合理的配慮・環境整備を明らかにした指導の展開
- ⑭ 「TOKYO ACTIVE PLAN for students」を参考にした健康づくり、体力の向上のための創意工夫を図った取組の充実、障害者スポーツの促進
- ⑮ 一人1回の研究授業を実施し、授業改善をとおした専門性の向上を図る
- ⑯ 「東京教育ビジョン(第4次)」及び「未来の東京」戦略に基づき、ICT機器を活用し、全教員が1回は、機器を活用した授業を行う。
- ⑰ アートプロジェクト展をはじめとした展覧会等に、児童・生徒の作品を積極的に出展することをとおして、芸術教育を推進する。
- ⑱ 道徳教育推進教師を選任して道徳教育を推進し、人権と生命の尊さや男女の尊重、挨拶等の社会的ルールや環境保全等について理解を深め行動できるようにする。

(2) 安心安全な学校

- ① 安全指導日や月ごとの安全目標を基本に、備品や物品の点検を含めた安全指導を確実にを行う。
- ② 避難訓練等を実施し、防災意識を高め、基本行動を確実に身に付けられるようにする。
- ③ 各種緊急対応訓練を実施し、危機管理を強化する。
- ④ スクールバス運行では、乗務員への定期会合や研修会をとおし安全運行及びルールの徹底を図る。
- ⑤ 施設・設備の安全点検を定期的に行い、児童・生徒のけがや事故の未然防止に努める。
- ⑥ 防災教育推進委員会を設置し、消防等地域の関係機関の指導・協力の下、防災・防犯の学校づくりを推進する。
- ⑦ 一泊二日宿泊防災訓練を中心とした総合防災訓練を実施し、防災教育・防災計画(防災訓練等)の体系の整備と地域との連携を推進する。

(3) 人権の尊重

- ① 子供の人権を尊重し、不適切な指導と体罰ゼロの運営を実行する。
- ② 誤解を招かない言葉の遣い方、呼名の仕方、指導及び支援の方法等で児童・生徒の人権に配慮し、教職員同士も含め、互いの立場を尊重しあえる日常を作る。
- ③ 「人権」「服務」「いじめ防止」の悉皆研修を確実に実施し、日々の注意喚起を地道に行い、コンプライアンスの意識を強化する。
- ④ 教職員同士が助言したり、指摘し合ったりできる風土を醸成する。
- ⑤ いじめ総合対策に基づき、学校いじめ対策委員会及び外部のサポートチームを設置し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。また、自殺予防対策として、児童・生徒の様子の小さな変化から不安や悩みに気付き、その解消に向けた支援等や「SOSの出し方」の指導等を行う。

(4) 健康・医療

- ① 形態食を含む安全・安心な給食の提供と摂食指導(口腔ケア等)の充実による食べる力の育成
(練馬区歯科医師会との連携)
- ② 主治医等関係機関との連携による安全な学校生活と学習活動の充実
- ③ 特別支援学校における医療的ケア実施指針に基づく、指導医、看護師、担任、学校介護職員が連携した安心・安全な医療的ケアの推進と保護者付き添い期間の短縮化の推進
(各種医療的ケアに関するガイドライン参照)
- ④ 関連部署が連携を図り医療的ケアを必要とする児童・生徒の教育活動の拡充のための通学支援の充実(医療的ケア専用通学車両)
- ⑤ 食物アレルギー対応委員会を設置する。学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)に基づき、学校給食における対応、食材・食物を扱う活動等における安全確保を行う。また、校内研修、緊急時訓練を実施し安全体制を整える。

(5) 地域・センター的機能、進路指導

- ① 就学相談、教育相談、副籍制度、小・中学校支援における練馬区・西東京市教育委員会との支援機能の強化・充実

- ② 副籍制度の活用の促進、及び副籍制度を通して、交流及び共同学習の展開と充実
- ③ 都立大泉桜高等学校・埼玉県立新座総合技術高等学校との学校間交流の充実(高等部)
- ④ 練馬区立小中一貫教育校大泉桜学園との学校間交流の充実(小学部・中学部)
- ⑤ 他校との共同学習による学習環境の検討及び共同学習の推進(東京都教育委員会の研究指定校)
- ⑥ 生活支援関連機関及び進路先、福祉事務所等との連携の強化を図り、個々のニーズに応じた情報提供の充実
- ⑦ 進路だよりにおいて、10年後20年後を想定する情報を提供し、意識を高める。
- ⑧ 練馬区・西東京市教育委員会等行政機関との連携の強化・練馬区歯科医師会との安定した連携の継続と発展
- ⑨ センターの機能の発揮による小学校・中学校・高等学校への支援業務改善
- ⑩ 都立学校施設開放事業、東京 2020 公認プログラム都立学校活用促進モデル事業を通して、本校施設を地域に広く開放する。
- ⑪ P T A活動への協力を積極的に行う。

2 本校舎改築に向けた準備と調整

- ① 改築に関連する業務を「学び舎大泉の整備大作戦」と名付け、改築に向けた準備にあたる
- ② 本校舎の改築に向けた準備と調整を行う新しい組織「整備大作戦会議」を設置し準備を行う
- ③ 東京都教育委員会、設計業者、建築設備業者、学校、の打ち合わせ、定期会合等に確実に参加し学校としての考えをしっかりと伝える
- ④ 校舎の設備や備品の現状の把握を行う、その際、耐用年数も把握する
- ⑤ ④で把握した状況に応じた整備計画を整備大作戦会議で立案し実施する

3 ライフ・ワークバランスの推進

- ① 在校時間の管理や業務スケジュール作成の自己管理の徹底を図る。
- ② 「おかげさま」「おたがいさま」を大切に、仲の良い雰囲気職場づくりを推進する。
- ③ 長期休業中はすべて、定時退庁とし。月に2回ノー会議デイを設定する。
- ④ 書式の統一などの業務の効率化を推進する
- ⑤ 働き方改革について保護者の理解が得られるように、保護者会で必ず話題にする。
- ⑥ 男性の育業を推進するため、該当の教職員との面談を実施する。

4 人材育成

- ① 経験の少ない教員への現場での指導の基礎基本の伝承体制の構築(OJT等)
- ② 各年次研のシラバスの作成を計画する。
- ③ 指導力や対応力の向上を図るため、自己申告面接等とおして教職員一人ひとりの専門性や目標等を明らかにし、担当業務の遂行ができるようにする。
- ④ 服務規律の遵守は当然と考え、お互いが救い合えるような職場の雰囲気を醸成する。
- ⑤ 個人情報扱いについて、ルール順守を研修等とおし徹底する。
- ⑥ クリーンデスクについての、点検を月に1回実施する。
- ⑦ 副校長マネジメント支援員、バスクラーク、スクールバス安全運行支援員、非常勤看護師などの会計年度任用職員の有効的な活用を行う。
- ⑧ デジタルサポーターが授業に関わりDX化の推進に役立てるようにしたり、機器のメンテナンスを任せるなどの、有効的な活用を行う。
- ⑨ 各選考への意識を高めるため、職層の立場と使命、スキルアップの制度の理解を進める。
- ⑩ 教育実習生及び教職大学院実習生、教師養成塾生を積極的に受け入れ、後進の育成に努める。

IV 重点目標と方策

	具体的目標	時期と目標回数
学習指導・安心安全・人権の尊重成・進路指導・人材育成	① 令和7年度に向けて、見直した教育課程をカリキュラムマネジメントで検証していく	令和7年度末まで
	② デジタル教科書、デジタル教材、ICT 機器を活用した授業の取り組み	全教員1回以上
	③ 研究授業における授業観察	全教員年1回以上
	④ 図書だよりの発行	年2回以上
	⑤ GLOBAL GATEWAY WEEK の設定	年1回
	⑥ 人権教育・安全教育・防災教育に関する研修の実施	年5回以上
	⑦ キャリア教育・職業教育に関する研修の実施	年3回以上
	⑧ 校外での研修会、他校の授業見学等への参加	述べ20回以上
	⑨ 緊急時訓練の確実な実施（アレルギー、防犯、Jアラート、など）	年間8回
	⑩ スクールバスの定期打ち合わせと具体的な研修の実施	10回
	⑪ 命の大切さの指導、悩みの相談方法やSOSの出し方の指導を行う	年間を通して行うが、特に長期休業前後に注意する
	⑫ 人権・体罰・自殺防止等、サービス事故防止研修の実施	年6回以上
	⑬ 体罰・いじめに関する調査	年3回以上
	⑭ 地域と連携した防災訓練の実施	年1回以上
	⑮ 学校評価アンケートの保護者回答率の向上	75%以上
地域センター的機能	① 練馬区立小中一貫教育校大泉桜学園との学校間交流	全学年で実施
	② 東京都立大泉桜高等学校・埼玉県立新座総合技術高等学校との連携強化	交流年2回以上
	③ 支援部による通信の発行	年2回以上
	④ 大学等の教育機関との連携（学生の受け入れ等）	年10回以上
	⑤ 学校公開の実施	年2回以上
	⑥ 進路先施設等との連携・訪問	年間30回以上
	⑦ ホームページ更新	年間合計80回以上
学校組織・働き方改革	① 学び舎大泉の整備大作戦の実施	新組織の機能化を年度内に行う
	② 本校舎改築、仮校舎建築の都教委との連携	会議の機能化
	③ 自律予算の、センター契約執行率の向上	70%を目指す
	④ 就学奨励費に係る事務の無事故の推進	事故ゼロ
	⑤ サービス事故の根絶	事故ゼロ
	⑥ 個人情報取扱に関する事故の未然防止	事故ゼロ
	⑦ 経営企画室と連携した就学奨励費・予算等研修の実施	年1回以上
	⑧ 経営企画室職員の研究授業見学	全員1回以上
	⑨ 校内安全（清掃・美化）点検の実施、職員室内の整理整頓、クリーンデスク	月1回以上
	⑩ 職員健康診断・人間ドックの受診率の向上	受診率100%
	⑪ 産業医による職場巡回	毎月1回以上
	⑫ ライフ・ワークバランスの実現に向けた働き方改革の推進 ・自己管理の定着における在校時間のコントロール ・会議の精選	月当たり時間外在校時間45時間超の人数15%以内、1日当たり平均在校時間（9時間以内）
	⑬ 定時退庁ウイーク年2回設定	ウイーク中の定時退庁者90%以上
	⑭ 都立学校施設開放事業、東京2020プログラム都立学校活用促進モデル事業による施設の開放	体育室、グラウンドの開放